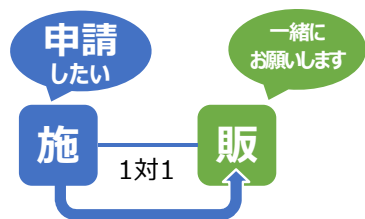
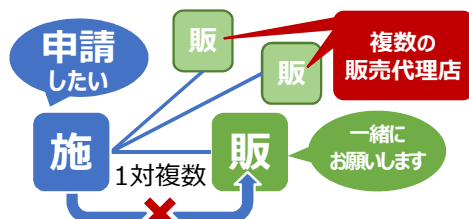
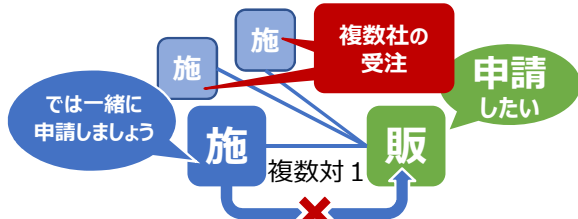


制度の概要

どんな制度？	太陽光発電設備の販売や施工を行う事業者を登録し、その情報を公開する制度
制度の目的は？	市内の建物や空地へ太陽光発電設備の設置を検討する際、業者選定の参考になるよう、事業者を市で登録、公表する制度を設けました。制度を設けることで、工事の品質確保と事業者の透明性が高まり、また、太陽光発電の導入拡大が図られることを目的とします。
登録するメリットは？	(1) 情報発信 登録事業者は、市HPで公表されます。 (2) 市からの情報提供等 ・市の提供する「Suncle for Business」を使用することが可能となります。 ・市内へ設置される太陽光発電設備への支援事業、その他市が有する情報を共有します。
対象の事業者は？	● 施工事業者 (販売事業も行う施工事業者を含みます。) ● 販売等事業者 (様々な営業スタイルに対応できるよう「等」を付けています。)

制度の概要

	施工（施工事業のみ）	施工（販売事業も行う。）	販売等
申請は誰がする？	自社で可能。 + 自社で販売事業を行わず、 特定の 1 社に販売事業を委託等している（1対1の関係）場合は、その販売等事業者の分を合わせて申請できる。 ※複数の会社に販売事業を委託している場合、同時申請はできないため自社のみ申請可能。	自社のみ可能。	施工事業者にあわせて申請してもらう。（販売と施工が、互いに1対1の関係にある時に限る。） or 太陽光発電設備の施工IDを持つ施工事業者と受注実績がある場合、自社で可能。
同時申請の例			
	 申請したい 施 1対1 販 一緒にお願いします 同時申請 可	 申請したい 施 1対複数 販 一緒にお願いします 複数の販売代理店 同時申請 不可	 申請したい 施 複数社の受注 施 複数対1 販 では一緒に申請しましょう 同時申請 不可

制度の概要

3つの登録パターン	1 施工事業者が 単独で申請する場合	2 施行事業者と販売事業者が 同時に申請する場合	3 販売等事業者が 単独で申請する場合
登録申請をするために提出 が必要なものは？	太陽光発電設備の施工ID の写し	・太陽光発電設備の施工 IDの写し ・同時登録する施工事業者 と販売事業者との受注実績 が分かる資料 (受注証明書・注文書等の 写し)	・施工事業者との受注実績 が分かる資料 (受注証明書・注文書等の 写し) ・受注先施工事業者が保有 する太陽光発電設備の施工 IDの写し ※受注先の施工事業者は、本市の 「施工事業者」として登録されてい ない施工事業者でも問題ありません。
地域密着型への申請は？	可能	可能	可能

※太陽光発電設備の施工IDに、施工登録・認定を受けた者の氏名のみで、当該者が所属する施工会社名の記載がない場合は、追加資料のご提出をお願いする場合がございます。

制度の概要

地域密着型 登録事業者 とは？

登録事業者のうち、以下のいずれかを満たす事業者

- ① 小田原市内に営業所（店舗等）がある
 - ② 過去3年間に小田原市内での施工実績が多数あると市長が認めるもの
- 登録されるには、①または②を満たし、地域密着型登録事業者への登録を希望する必要有り。

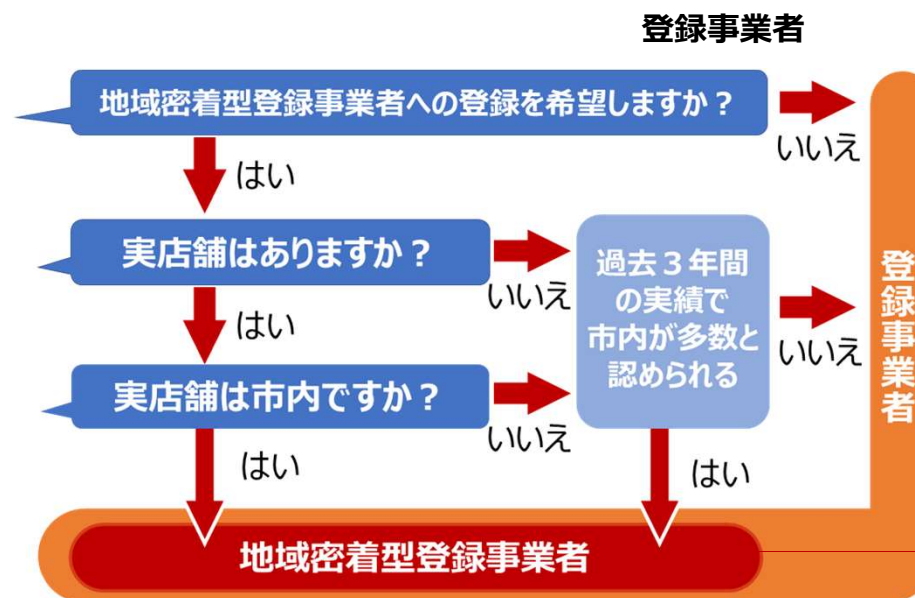
【地域密着型のイメージ】

・施工IDを示した施工事業者
・施工事業者に併せて申請した販売等事業者
・施工事業者との受注証明を得た販売等事業者

・小田原市内に営業所
・過去3年間で多数の市内施工実績

地域密着型登録事業者

【地域密着型の条件】



施工—販売の同時申請の場合の、過去3年間の実績入力が必要/不要の場合分けは、次ページ参照。

(参考) 施工-販売の同時申請の場合の「過去3年間の実績入力」の必要/不必要の場合分け

施工事業者 販売等事業者	地域密着を？	希望する				希望しない			
	店舗は？	市内		市外のみ or 無し					
	地域密着を？	希望する	希望しない	希望する	希望しない	希望する	希望しない	希望する	希望しない
	店舗は？	市内	市外のみ or なし	市内	市外のみ or なし	市内	市外のみ or なし	市内	市外のみ or なし
過去3年間の実績入力 (※)		不要	必須	不要	必須		不要	必須	不要

※ 施工事業者か販売等事業者のどちらかが入力すれば良いです。